

我が国の原子力産業の海外展開に向けての提言

平成 22 年 4 月
(社)日本原子力産業協会

原子力発電の導入・推進の流れが世界的に急速に拡大するなか、昨年 6 月に経済産業省が国際戦略検討小委員会の報告書を取りまとめるなど、我が国において原子力産業の海外展開がより重要な課題となっている状況を踏まえ、当協会内に 2009 年 10 月、元外務事務次官/駐米大使の柳井俊二氏(原産協会顧問)を委員長として専門家ら計 13 名のメンバーで構成される原子力産業海外展開検討会を設置しました。

当初1年かけて国への提言を取りまとめる計画でしたが、UAE(昨年 12 月に韓国受注決定)やベトナム(各国売込み中)のプロジェクトの展開を受けて、当初予定を繰り上げ、現在、国が策定検討中の「新成長戦略」に合わせて提言書をまとめました。

同提言では、原子力産業を海外に展開することの意義を整理した上で、他国との競争に勝ち、海外展開、特に原子力発電の新規導入国への展開を成功裏に進めることを目指しています。

<提言文書>

原子力産業の海外展開に向けての提言(要約)

原子力産業の海外展開に向けての提言(本文)

原子力産業海外展開検討会 名簿

以上

我が国の原子力産業の海外展開に向けての提言(要約)

平成 22 年 3 月 25 日
社団法人日本原子力産業協会

1. 我が国の原子力産業の海外展開についての基本認識

- ・ エネルギーセキュリティ、地球温暖化対策の観点から、世界では先進国のみならず新興・途上国においても原子力発電の導入を目指す動きが活発になっている。
- ・ 我が国には長年にわたる原子力技術の蓄積があり、原子力発電の導入を計画している先進国、新興・途上国からの要求に的確に応えることが可能である。
- ・ 原子力産業の海外展開、特に、新規導入国への展開は、我が国が目指している成長戦略の柱となりうることから、国を挙げて戦略的に取り組む必要がある。

以上から、ここでは、あらためて原子力産業の海外展開の意義を整理するとともに、海外展開を成功裏に進めるための国への提言についてとりまとめる。

2. 原子力産業の海外展開の意義

(1) 世界への貢献

- ・ 地球温暖化対策およびエネルギーセキュリティの確保に貢献する。
- ・ 東アジア地域の持続的発展と地域安定などに貢献する。
- ・ 原子力の平和利用の推進と同時に、核不拡散体制の維持に貢献する。

(2) 我が国にとっての意義

- ・ 我が国の雇用促進、産業空洞化防止および持続的な経済成長の牽引力となる。
- ・ 国内の技術力の向上と人材の確保に資する。
- ・ 近隣諸国における原子力安全の確保に資する。
- ・ 海外展開を進める中で、原子力発電への国民的理解が深まる。
- ・ 海外を含めた運転経験の蓄積や共有化が進み、原子力運用システムの高度化およびグローバル化が進展する。

3. 我が国産業界の取り組み

新興・途上国に原子力発電のような巨大インフラを導入するためには、運転保守のノウハウを有する電気事業者が中心となり、新たな体制を構築して、ハードとソフトを組み合わせた原子力システムの輸出を図るべきである。

この際、民間企業として対応できないリスクについては、国の対応を求めつつ、原子力先進国たる我が国からの原子力システムの輸出の中核的組織として、電気事業者とプラントメーカーが連携し原子力産業界が一体となって取り組む必要がある。

4. 国への提言事項

(1) 国のリーダーシップ(戦略機能)についての要望

① 原子力産業の海外展開についての明確な方針・姿勢の表明と首脳レベルでの働きかけ

原子力産業の海外展開が我が国の最重要・優先政策課題の一つであることを明確に位置づけるとともに、海外展開にあたり、国のトップによる外交的働きかけを実行すること。

② 関係機関の統括と導入国からの要望への迅速な対応

導入国の幅広いニーズに迅速に対応できるよう、国と民間で構成される戦略本部を設置し、また、受注活動を一本化するとともに、原子力に関する政府開発援助(ODA)の容認、クリーン開発メカニズム(CDM)化への取り組みなど、総合的かつ横断的な機能を有する体制を整えること。

(2) 外交関係などについての要望

① 導入国現地での対応力強化

導入国からの要望に的確かつタイムリーに応えるために、大使館を含む外交機能を強化するなど、当該国の現地での対応力を強化すること。

② 二国間原子力協力協定などの戦略的対応

核不拡散を確実に担保した上で、二国間原子力協力協定の締結について、プロアクティブな対応を行うこと。あわせて、原子力分野以外での包括的な協力についても戦略的に取り組むこと。

③ 規制制度などの確立にあたっての支援

導入国の国情や要望を勘案し、具体的な規制スキームを早期に検討し提案するとともに、導入国の人材育成を支援すること。

(3) 原子力発電所設置プロジェクトに関する要望

① 事業形態の具体化

プロジェクトの受注・推進・支援について、電気事業者とプラントメーカーが一体となった取り組み体制の構築が必要と考えるが、新興・途上国対応においては、あわせて、国が積極的に関与すること。

② 産業界でのリスク分担と国によるセーフティネット

プロジェクトの各段階における責任とリスクの負担が重要な課題となるが、通常の商慣習を超え、民間企業として対応することができないリスクに対しては、産業の国際競争力を高める観点から、国が何らかの制度的措置を講じること。

また、国際協力銀行や日本貿易保険を活用し、国主導による導入国への金融支援を行うこと。

③ 経済・社会開発全般にわたる長期的互惠関係の構築

受注活動にあたっての我が国からの提案の魅力を高めるべく、ODA を活用した社会・経済インフラ整備支援などの幅広い戦略的な取り組みを検討すること。

以上